建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に関する審査基準　新旧対照表

| 旧 | 新 |
| --- | --- |
| 令和５年３月27日改正　健生衛第1078号（令和５年４月１日施行）７　建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（建築物ねずみ昆虫等防除業）【審査基準】○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年１月21日厚生省令第２号)第二十九条　法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第七号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。一　次の機械器具を有すること。イ　照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡ロ　毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器ハ　噴霧機及び散粉機ニ　真空掃除機ホ　防毒マスク及び消火器 | 令和５年９月12日改正　医生第518号（令和５年10月１日施行）７　建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（建築物ねずみ昆虫等防除業）【審査基準】○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年１月21日厚生省令第２号)第二十九条　法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第七号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。一　次の機械器具を有すること。イ　照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡ロ　毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器ハ　噴霧機及び散粉機ニ　真空掃除機ホ　防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び消火器 |

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に関する処分基準　新旧対照表

| 旧 | 新 |
| --- | --- |
| 令和５年３月27日改正　健生衛第1078号（令和５年４月１日施行）７　建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（建築物ねずみ昆虫等防除業）【処分基準】○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年１月21日厚生省令第２号)第二十九条　法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第七号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。一　次の機械器具を有すること。イ　照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡ロ　毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器ハ　噴霧機及び散粉機ニ　真空掃除機ホ　防毒マスク及び消火器 | 令和５年９月12日改正　医生第518号（令和５年10月１日施行）７　建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（建築物ねずみ昆虫等防除業）【処分基準】○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年１月21日厚生省令第２号)第二十九条　法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第七号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。一　次の機械器具を有すること。イ　照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡ロ　毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器ハ　噴霧機及び散粉機ニ　真空掃除機ホ　防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び消火器 |